

市役所別館ロビーの使用に係る取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、開かれた庁舎として住民の身近な公共施設となり親しまれる庁舎とするための一つの方法として、市役所別館のロビー（以下「ロビー」という。）を有効活用し、市民等が情報発信の場等に活用するために必要となる事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 ロビーを活用することができる者は市民等（市の区域内に居住し、在職し、又は在学する個人及び団体をいう。）とする。ただし、市長が認めた場合は、市民等以外の者が使用することができるものとする。

(ロビーを使用できる日時)

第3条 ロビーを使用できる日時は、12月29日から翌年1月3日を除く日の午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が認めた場合にあつては、この限りでない。

2 市の業務での使用や設備点検等の場合には使用することができない。

(使用基準)

第4条 ロビーは、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 市民（児童生徒を含む）等の文化活動等の情報発信及び展示等
- (2) 市の物産品や特産品等の商品の展示
- (3) 市の情報発信や、市のアピール、紹介に資する情報発信及び展示等
- (4) その他市長が認めた場合

(使用の取り消し等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、ロビーの使用を取り消し又は停止をすることができる。

- (1) 守口市庁舎管理規則及びこの取扱基準に定められた事項に違反したとき。
- (2) 市の行事等で公用又は公共用に供するため必要があるとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) 使用する権利を他の者に譲り渡し、又は転貸したとき。
- (5) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- (6) 使用目的を偽って申請したとき。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、庁舎管理上支障が生じるおそれがあると認めるとき。

(遵守事項)

第6条 ロビー使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 守口市庁舎管理規則及びこの取扱基準を遵守すること。
- (2) 許可された使用目的以外にロビーを使用しないこと。

- (3) 販売、勧誘、その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 楽器演奏や音楽活動等の行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障をきたす行為をしないこと。

(費用負担)

第7条 ロビーの使用料については無料とする。

(期間)

第8条 ロビーの使用期間は、最大3日以内とする。ただし、市長が庁舎管理上支障がないと認めた場合は使用期間を延長することができる。

(申請)

第9条 ロビーの活用をしようとする市民等は、使用を開始する日の2月前の日の属する月の初日から、使用しようとする2週間前の日までの間に守口市庁舎使用等許可申請書により申請をしなければならない。

2 電話、口頭、手紙による申込みの受け付けは行わない。

(物品の貸与)

第10条 市は、ロビーの利用者に机及び椅子等を貸与することができる。

2 物品等の貸与を受けようとする市民等は、前条に定める申請の際に、必要な申請を行わなければならない。

(承認)

第11条 市は、ロビーの使用を守口市庁舎管理規則第6条に基づいて承認する決定をしたときは、使用許可書により申請者に通知するものとする。

(損害賠償)

第12条 ロビーを活用する市民等が、故意又は過失により市の施設又は貸与した物品等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。また、使用期間中の展示品等の損害については市では一切責任を負わない。ただし、市長が認めた場合にあっては、この限りでない。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。